

生駒市教育委員会規則第8号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月25日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、校長が教育上必要があると認める場合において、あらかじめ生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

第3条第2項中「生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年度の特例）

2 令和2年度に限り、第2条の規定の適用については同条中「8月24日」とあるのは「8月16日」と、「8月25日」とあるのは「8月17日」とし、第3条第1項第3号の規定の適用については同号中「7月21日から8月24日まで」とあるのは「8月1日から同月16日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。